

平成16年度
第1回緑資源幹線林道事業期中評価委員会

議 事 録

平成16年5月6日(木)

於 砂防会館
林 野 庁

1 緑資源幹線林道期中評価委員会出席者

(1) 委員

日本猛禽類研究機構理事長	阿部 學
東京農工大学農学部教授	亀山 章
東京大学大学農学生命科学研究科教授	小林 洋司
筑波大学生命環境科学研究科教授	餅田 治之

(2) 林野庁

森林整備部長	梶谷 辰哉
整備課長	沼田 正俊

(3) 緑資源機構

森林業務担当理事	日高 照利
森林業務部長	高木 宗男

2 議 事

- ・ 今年度の委員会の開催の予定について説明

[意見交換]

事務局

本年度の委員会の開催予定については、7月までに4回の委員会を開催するとともに、2回の現地調査及び地元意見聴取を開催して、結論をいただいているかどうかと考えている。

なお、委員会の開催に当たっては、今後の議論の経過等を踏まえ、予定が変更することもありえると考えている。

委員

事務局から説明のあった委員会の開催の予定についていかがか。

各委員

(異議なし)

- ・ 期中評価委員会の情報公開について説明

[意見交換]

事務局

改めてこれまでの取扱いについて説明する。従来から、委員会終了後、議事概要を公表するとともに、議事録を公表している。なお、議事録の公開・公表に当たっては、関係者の自由かつ公平な立場からの審議を確保する観点から、発言者の名を伏すとともに、議事内容に特定の者に不利益をもたらすおそれがある場合や稀少（きしょう）野生生物の保護等に支障がある場合等においては、委員会の議決を経て発言内容に代えてその要旨を記載することとしている。また、会議は、委員会の議決を経て公開することができ、地元等意見聴取は公開で行っている。資料の公開については、原則として公開するが、稀少野生生物の保護等に支障がある場合等においては、委員会の議決を経て非公開とすることもできるとしてきたところである。

委員

情報公開については、従来どおりの取扱いでよろしいか。

各委員

（異議なし）

- ・ 資料4により「緑資源幹線林道事業期中評価の基本的考え方」について説明

[意見交換]

委員

大規模林道事業の整備のあり方検討委員会と事前評価の関係について伺いたい。

事務局

緑資源幹線林道の144の区間のうち、今まで全く調査も工事もやっていなかった区間を建設予定区間といい、それが20区間あり、計画が定まってから年月もたっていることもあるので、閣議決定に基づきこれらの整備を今後どうするのかあり方検討会において抜本的に検討いただいたものである。

この20区間のうちで、緑資源幹線林道として事業を進めていくとされた区間についても、着工に際しては事前評価をやることになるので、そういう意味では、事前評価のさらに前の段階にあたるものである。

委員

あり方検討委員会での検討にあたって、その間新規着工について凍結し、2年間にわたって検討されて、この3月に結論を出したということ。

事前評価とはちょっと違うということだろう。

事後評価はどこでやることになるのか。

事務局

事後評価は、期中評価委員会の中で評価をお願いしているが、基本的には路線としての完成後5年経過した後に実施するというようになっており、本年度はそのような路線なく、期中の評価のみである。

委員

事前・再評価・事後評価と、公共事業には三つの段階の評価があるわけだが、この期中評価というのは再評価として、着工してから5年ごとにやっていくということか。

事務局

そうである。

委員

これは、今後の事業の継続の必要性の有無を判断するという考え方であり、総合的に判断して最終的な期中評価結果を導き出すということになるかと思う。それでは基本的考え方はこのような形で進めさせて頂きたい。

最近の緑資源幹線林道を取り巻く情勢について、事務局より説明して欲しい。

事務局

繰り返しとなるが、緑資源幹線林道事業の建設予定区間における今後の整備のあり方について説明する。

特殊法人等整理合理化計画に基づき、緑資源幹線林道（旧大規模林道）の建設予定区間、全144区間のうち20区間、総延長距離284.4kmについて、「大規模林道事業の整備のあり方検討委員会」において、今後の整備のあり方を検討し、本年2月に最終報告を取りまとめたところである。この20区間は、特殊法人等整理合理化計画が決定された時点で、調査あるいは土木工事等が開始されていない区間である。検討委員会では、12回の委員会、5地域での現地聴取等を行い、さらに、文書による意見情報の募集も行って検討してきた。

その結果、すべての区間について抜本的な見直しが適当とされ、7区間については、緑資源幹線林道としての整備を取りやめ、残りの13区間については、区間の一部の取りやめ、幅員の縮小あるいは線形の変更などの計画変更を行うということが適当、という報告となった。

まとめると、建設予定区間の総延長距離の41%相当が、緑資源幹線林道事業としての整備は取りやめということになり、残り169.2kmについては、緑資源幹線林道事業として整備をするが、幅員の縮小等の見直しを実施するということになる。これが、今まで全く手が着いていなかった20区間の検討結果である。

委員

2年にわたって検討し、4割の施工を取りやめるという結論を出したということか。

- ・ 資料8 - 1により「新聞報道」について説明
- ・ 資料8 - 2により「要望書等」について説明
- ・ 資料5により「平成16年度緑資源幹線林道事業の期中評価対象路線一覧」について説明
- ・ 資料6 - 1により「滝雄・厚和線」について説明
- ・ 資料6 - 2により「置戸・阿寒線」について説明

[意見交換]

委員

滝雄・厚和線は、国有林が多いが、この路線はどのような目的があったのか。
事務局

基本的には、大規模林業圏の骨格的な林道ということであり、この地域の森林を使った総合的な地域開発をするときに、路線として、公道がある所は公道を使うが、それが可能ではなく、地域の総合的な開発のために必要な林道として、滝上の辺りから北見のほうに、なるべく短い距離となるよう物流などの関係から路線を考えたときに、そこが国有林であったということであり、併せて国有林の適切な整備とか、利用も図られるということ。

委員

滝雄・厚和線は、かなり進捗率が高い。それに対して置戸・阿寒線は、かなり低い。

事務局

滝雄・厚和線は昭和54年に着工しているが、置戸・阿寒は平成6年に着工したばかりであり、進捗率の差が出ていると考えている。

- ・ 資料6 - 3により「飯豊・檜枝岐線」について説明

[意見交換]

委員

飯豊・檜枝岐線は長い路線であり、自然保護の面からの関心も高いようだが、自然環境の保全に対する対応状況について次回でなくてもいいのもう少し具体的に示してほしい。

これは全線2車線なのか。

事務局

ここは、全線幅員7メートルということであり、片側1車線ということになる。

- ・ 資料6 - 4により「高山・大山線」について説明
- ・ 資料6 - 5により「若桜・江府線」について説明

[意見交換]

委員

有峰は、希少猛禽類の飛翔は現在確認されていないのか。

事務局

今のところ確認されていない。なお、モニタリング等はやっていない。

委員

用瀬・三朝線は99%であり、もうすぐ完成ということか。

事務局

あと0.1kmということになっている。

委員

今年くらいにできるのか。

事務局

モニタリングを実施しつつ、その結果を踏まえ適切にやっていかなければいけないと考えている。

- ・ 資料6 - 6により「日吉・松野線」について説明
- ・ 資料6 - 7により「小田・池川線」について説明

[意見交換]

委員

小田・池川線には自然公園の特別保護地区があるのか。

事務局

特別保護地区はない。

委員

小田町では自然保護の観点で課題があるのか。

委員

クマタカのモニタリングを実施している。

委員

そのほかはないのか。

事務局

小田町内の一部の路線付近に自然公園の特別地域がある。これは溪流沿いであるが、溪流沿いにはオオダイガハラサンショウウオなどがいるという情報がある。

そういう動植物がいるので「慎重な対応を」という自然保護団体等からの意見があると聞いている。

今のところ、この路線については、自然公園を横断している所はあるが、溪流沿いは通っていないということであるが、これらのこととは別に、慎重な取り扱いを求めている声がある。

委員

更に詳しい情報があれば後日説明してほしい。

事務局

了解した。

委員

日吉・松野線も進捗率が25%である。進捗率が低い。

事務局

日吉・松野線は、猛禽類についてはモニタリングを実施しながらやっているが、開始したのが平成6年で、なかなか進捗率は高くない。

- ・ 資料6 - 8により「宇目・小国線」について説明
- ・ 資料6 - 9により「宇目・須木線」について説明

[意見交換]

委員

西米良・須木区間は、路線変更の要望が地元から出ているということだが。

事務局

西米良村の路線を変更し、新たに小川流域や縄瀬流域を受益地とするものである。

委員

それでは、受益地をまるで変えてしまうようだが、そのような変更は今までやったことがあるのか。

事務局

過去に例はある。

委員

再評価のときにはあるか。

事務局

これまでの再評価における変更ではない。

委員

起・終点の変更が主だったように記憶している。

いわゆる大規模林業圏には入ってるのか。

事務局

大規模林業圏には入っている。

委員

アセスメントの結果が出ているわけか。

事務局

環境影響評価法に基づく調査の手続きを開始して、既存のデータから、どういう調査をやっていくかということで、方法書を公表した段階で今のところは実質的には止まっている。

「慎重にやりなさい」という県知事からの話もあり、一方で、地元からいろいろな状況の変化を踏まえて、「こういう変更路線のほうでやっていただいたほうがいい」という要望等があった。

委員

方法書段階で、地元と県知事の意見を求めたところ、「変更したほうがいい」という意見が出ている段階なのか。

事務局

県からは「慎重に検討してください」、「いろいろな複数の案で検討してください」という意見をいただいている。

環境影響評価法に基づく調査とは別に、地元から、区間として路線を考えたときに「こういう形で見直したほうがいいのか。」という話があったので、それ以降の調査については、予算を効率的に執行する観点から止めている。

委員

完全に路線を変えてしまうような場合だと、また方法書からやり直すことになるのか。

事務局

環境影響評価法に基づく調査の対象としてのスクリーニングから始まると考えている。

委員

方法書段階でいろいろな意見をいただいたので、やり直しますというときには、

アセスそのものの方法書段階から、また違う路線でやり直すってことになるのか。

事務局

基本的には、環境影響評価法に基づく調査としては、そういうことになるのかと思う。ただ、例えば、一部変更ならば、どのくらいの変更であればどうか、というのは定まっている。

委員

大体分かったつもりだが、宇目・須木線の計画変更の一番大きな理由はどういうことか。ポイントというか。

事務局

一番大きなポイントは、そもそも、この計画を作った当時は、この路線で基幹的な林道を造って、それを中心に、路網を整備して森林整備を行っていきたいという意識が強かったが、いざ実際に着手の段階になり、地元としては、作業道の路網等もある程度整備されている中で、さらに、これから以降の森林整備等を考えると、新たなルート在林道を造って、それを中心に路網を整備して森林整備をしていったほうが、地域としてはありがたいと。特に、いろいろな集落もつなぐような形でやれば、森林整備とともに、地域開発にもよりつながるのではないかということが、地域からの変更要望の理由というふうに考えている。

委員

西米良・須木は、ルートを振り替えたときに、どういう受益地で、どんな森林施業の計画にしているのかというようなことを、説明いただいたほうがよいと思う。

事務局

はい。今日は時間の関係上十分な説明ができなかった。第2回の委員会も予定していることから、そのときはきちとした資料をお示ししたいと考えている。

委員

期中評価委員会においては、提出された資料に加え、必要に応じて、現地調査を実施しているが、本年度も実施することによろしいか。現地調査について御意見があればお願いしたい。

各委員

(異議なし)

委員

例えば、現地調査は、最後に説明のあった宇目・須木線と、あとは、区間が

たくさんあり、モニタリング調査を実施している箇所も多い飯豊・檜枝岐線、自然保護の関係での声も高い小田・池川線でどうか。

宇目・須木線の地元の要望については、かなり大きなものがあるので、それをできるだけ早く見たいということで、第1回の現地調査等は、5月下旬にし、あわせて期中評価委員会を開催する。第2回は6月下旬で、2班に分かれて、福島県の飯豊・檜枝岐線を見る班と、小田・池川線を見る班とに分け、第3回期中評価委員会でそれぞれ現地の状況等を説明してもらおうという形で進めてはどうか。

委員

よく分からないところがあり聞きたいが、緑資源幹線林道事業になったわけだが、大規模林業圏林道の時と見る視点の違いはあるのか。

事務局

基本的な考え方というのは、これまでと同じというふうに考えている。

委員

どういう経緯で名称が変更したのか。

事務局

名前が変わった経緯については、昨年度も説明したが、一つは、元々、大規模林道あるいは大規模林業圏開発林道事業といていたが、今まで森林開発公団あるいは緑資源公団の法律があり、政令上、大規模林道という名称があった。それが機構になった時に、なくなったということが一つ。もう一つは、学識経験者の方々から、大規模林道事業という名称について、その事業の目的、内容に対する国民の誤解を招きやすい、むしろ事業の内容に合った名称にすべきではないかという趣旨の御意見を幾つかいただいております、こういったことを総合的に勘案し、より事業の目的、内容を反映した事業名称にするという観点から変更したところである。

委員

名称変更によって、その視点が少し違った見方が必要なのかどうかということが、ちょっと気になった。そうすると、今回は5年前の、例えば、この高山・大山線の有峰ダムの所なんかは、基本的には考え方は変えていないと考えてよいか。

事務局

基本的には変わっていない。高山・大山線は、有峰区間だけが残っており、今それをつなぐために、一生懸命工事をしている。ただ、かなり工作物が入っている部分に差しかかっており、なかなか進捗しないということはあるが、鋭意努力をしながら進めている。そこについての考え方は、名前が変わっても同

じということである。

委員

緑資源公団が独立法人緑資源機構になって、施工体制なんかも若干変わってきているのだろうが、変化がちょっと分かりにくいという感じもするので、説明して欲しい。

事務局

独立行政法人制度というのは、緑資源機構の場合は4年半であるが、基本的には5年間の間、大臣が中期目標を示して、その中期目標に基づいて緑資源機構が5年間の中期計画を立て、そういったものに基づいて、自律的・効率的に事業を推進する仕組みである。この委員会は、いわゆる公共事業の期中評価の委員会であり、公共事業として5年に1度、事業そのものが、継続していいのか、効率的に行われてるかといった判断をしていただくというものであり、公共事業全体として実施している国が関与してやっていっているものである。一方、独立行政法人制度になったことから、いわゆる緑資源機構の独立行政法人としての評価委員会というのがまた別途あり、そこで組織なり、運営なり、具体的な年間の事業をどうやっているかと、そういう全体については、また別途評価される仕組みになっている。

委員

分かりました。

委員

では、調査を行う路線についてはいかがか。

各委員

(異議なし)

委員

現地調査に併せて関係者から直接意見を聞くために実施している意見聴取については、県の方、あるいは町村関係の方、あるいは自然保護団体等の意見を聴くわけだが、考え方について、何かあるか。

事務局

地元等意見を聴取を行う際には、例年、関係の県の方、あと市町村の方、受益者代表の方、自然保護関係の方などから行っているところである。

委員

基本的には例年どおり進めることで、意見聴取も時間的な関係があるで、もし特にこういう方々から意見を聴きたいという委員の意見があれば、あとで提出してもらい、座長が事務局と相談して対象者を決定することでよろしいか。

各委員

(異議なし)

・資料7により「書面による意見募集について」について説明

[意見交換]

委員

基本的に従来どおり行うということであるが、変更点等があれば事務局の説明をお願いします。

事務局

「書面による意見の募集について」ということであるが、これは基本的には昨年と同じである。一部変更して、昨年は2週間の期間であったが、今回は3週間程度やりたいと考えている。

それ以外については、基本的には昨年と同じように行う考えである。

また、意見を募集する際に、単に「この路線のこの区間について意見を聴かせて」といっても、区間の内容が分からない方が多いことから、「位置図」と「概要」をつける考えである。「概要」については、本日提出した資料の要約として事務局で作成し、座長に確認いただくこととしたい。

委員

提出された意見の扱いは、どうなっていたか。

事務局

その扱いは、来たものをそのまま委員にお渡しをし、最終的には来たものは原則としてすべて公表するという形で進めさせていただく。

委員

では、後は事務局の方で進めることで、よろしいか。

各委員

(異議なし)

以上